

○ 自動車等の運転免許事務の取扱いに関する訓令

昭和59年1月26日

本部訓令第3号

目次

第1章 総則（第1条—第2条の2）

第2章 試験

第1節 試験の場所及び試験官等（第3条—第9条）

第2節 免許及び仮免許の申請等（第10条—第12条）

第3節 適性試験（第13条）

第4節 学科試験（第14条—第20条）

第5節 技能試験（第21条—第24条）

第6節 結果の通知等（第25条—第28条）

第7節 試験の停止等（第29条—第31条）

第8節 免許及び仮免許の条件等（第32条—第34条）

第3章 運転免許証等

第1節 免許証等（第35条—第42条）

第2節 記載事項の変更及び再交付（第43条—第46条）

第3節 免許証の更新等（第47条—第49条）

第4節 申請による運転免許の取消し等（第50条—第54条）

第4節の2 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カード（第55条—第61条）

第5節 国外運転免許証（第62条—第67条）

第6節 委託に係る運転免許事務の処理（第68条・第69条）

第7節 幹部交番での申請書等の取扱い（第70条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第1号）第3条の規定により、自動車等の運転免許等の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 法 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。

(2) 令 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。

(3) 規則 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。

- (4) 県規則 山口県道路交通規則（昭和47年山口県公安委員会規則第3号）をいう。
 - (5) 自動車等 自動車及び一般原動機付自転車（法第18条第1項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）をいう。
 - (6) 試験 第一種運転免許、第二種運転免許及び仮運転免許の運転免許試験をいう。
 - (7) 適性試験 自動車等の運転に必要な適性についての試験をいう。
 - (8) 学科試験 自動車等の運転に必要な知識についての試験をいう。
 - (9) 技能試験 自動車の運転に必要な技能についての試験をいう。
 - (10) 試験車両 技能試験に使用する自動車をいう。
 - (11) 指定教習所 都道府県公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所をいう。
 - (12) 免許 第一種運転免許及び第二種運転免許をいう。
 - (13) 仮免許 仮運転免許をいう。
 - (14) 免許証 第一種運転免許及び第二種運転免許に係る運転免許証をいう。
 - (15) 免許証等 免許証又は免許情報記録をいう。
 - (16) 仮免許証 仮運転免許に係る運転免許証をいう。
 - (17) 証紙 山口県収入証紙をいう。
 - (18) 主管課 交通部運転免許課をいう。
 - (19) 主管課長 交通部運転免許課長をいう。
 - (20) 所轄署 申請又は届出をする者の住所地を管轄する警察署（下松警察署、周南警察署及び山口南警察署を除く。）をいう。
 - (21) 所轄署長 申請又は届出をする者の住所地を管轄する警察署長（下松警察署長、周南警察署長及び山口南警察署長を除く。第29条第3号及び第30条第2号を除き、以下同じ。）をいう。
 - (22) 所轄外署 申請又は届出をする者の住所地を管轄する警察署以外の警察署（下松警察署、周南警察署及び山口南警察署を除く。）をいう。
 - (23) 所轄外署長 申請又は届出をする者の住所地を管轄する警察署長以外の警察署長（下松警察署長、周南警察署長及び山口南警察署長を除く。）をいう。
 - (24) 幹部交番 柳井警察署周防大島幹部交番、山口警察署阿東幹部交番、山陽小野田警察署厚狭幹部交番及び長府警察署豊田幹部交番をいう。
- 2 運転免許の略称は、法第84条の例による。

（専決）

第2条の2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、山口県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年山口県公安委員会規則第2号）第4条第6号に規定する仮免許を与えることに関する事務について、主管課長及び指定教習所の所在地を管轄する警察署長に専決させることができる。

第2章 試験

第1節 試験の場所及び試験官等

（試験に関する事務の取扱い）

第3条 自動車等に係る免許又は仮免許の試験に関する事務は、主管課で取り扱うものとする。

(試験の実施日)

第4条 試験は、山口県総合交通センターにおいて、次の各号に掲げる日以外の日に行うものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの間（前号に掲げる日を除く。）

(試験の日時の指定)

第5条 試験の日時は、本部長が指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、試験期日のおおむね1月前までに行うものとする。

(試験の日時及び場所の変更)

第6条 特殊な車種等である場合その他特別な事情がある場合は、試験を受けようとする者から試験の場所の変更等申請書（別記第1号様式）を徴し、試験の日時及び場所を変更することができる。

第7条 削除

(試験官)

第8条 試験官は、山口県警察に勤務する警察職員のうちから、本部長が指定する。

2 試験を行う場合は、試験官のうちから巡査部長以上の階級にある警察官又は警察官以外の職員で主任主事若しくは主任技師の職以上の職にあるものを試験実施の責任者（以下「主任試験官」という。）に指定しておくものとする。

(試験官の服務)

第9条 試験官は、常に試験に必要な事項の研さんに努めるとともに、職責を自覚し、厳正公平な立場で試験の実施及び監督に当たらなければならない。

第2節 免許及び仮免許の申請等

(免許申請書等の受理)

第10条 試験を行うときは、試験の実施日に、免許又は仮免許を受けようとする者（以下「受験者」という。）から運転免許申請書又は運転免許申請書（仮免許用）（以下「免許申請書」という。）を質問票と共に受理するものとする。

2 免許申請書の提出があったときは、法第96条、第96条の2及び第96条の3に定める受験資格並びに規則第17条及び第18条に定める添付書類等を確認して、これを受理しなければならない。この場合において、免許申請書を提出した者が規則第18条の2に掲げる免許の種類に応じた講習を終了した者であるときは、当該講習に係る証明書の確認を行うものとする。

3 免許申請書を受理する要領は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 免許申請書は、黒のボールペンで記載させること。
- (2) 法第97条の2の規定による試験の一部免除を受けようとする者については、免許申請書の試験の免除に係る該当欄にその旨を表示するとともに、免許申請書

の試験の結果欄に「免除」と記入すること。

(3) 免許申請書に貼付した証紙に消印すること。

(4) 浮出し印字機により免許申請書の申請用写真に契印すること（既に契印してある場合を除く。）。

(5) 免許申請書の所定欄に受験者番号及び受験番号を記入した上で、受験者に返還すること。

4 受理した免許申請書及び質問票は、受験番号順に編てつし、主管課で保管するものとする。

（受験者名簿の作成）

第11条 前条の規定により免許申請書を受理したときは、受験者名簿（別記第3号様式）を作成するものとする。

第12条 削除

第3節 適性試験

（適性試験の方法）

第13条 適性試験は、規則第23条第1項に規定する各科目について行い、試験官がその結果を免許申請書の試験結果欄に記録するとともに、該当欄に押印し又は試験官コードを記入するものとする。

2 適性試験の実施要領は、別に定める。

3 第1項の記録の要領は、次に掲げるとおりとする。

(1) 視力は、裸眼で検査した視力が合格基準以上あるときは○印を、これに満たないものについては、裸眼及び矯正した視力の測定値をそれぞれ記入すること。この場合において、矯正して合格基準に達する者については、第32条に定めるところにより条件を記入すること。

(2) 側面視野及び深視力は、その測定値を記入すること。

(3) 色彩識別能力及び聴力は、正常な者については適に○印を、正常でない者については否に○印を記入すること。この場合において、条件を付することによって合格基準に達する者については適に△印を記入するとともに、第32条に定めるところにより必要な条件を記入すること。

(4) 運動能力は、正常な者については適に○印を、正常でない者については否に○印を記入すること。この場合において、身体に障害があっても、別表第1の基準により限定若しくは条件又はその両方を付することによって合格基準に達する者については適に△印を記入するとともに、第32条に定めるところにより必要な限定若しくは条件又はその両方を記入すること。

4 前項第4号後段の限定若しくは条件又はその両方を付する必要がある者については、主管課長の決裁を受けて記入するものとする。

5 主任試験官は、適性試験の結果、記録等に誤りのないことを確認した上で、合格又は不合格を判定し、判定欄にその旨を記録するものとする。

6 規則第23条第1項の表に掲げる科目のうち、運動能力に関して合格基準を満た

していない者に対しては、主管課の試験官がその適性について試験し、第3項から前項までの規定により処理するものとする。

7 第3項第4号に該当する者（限定又は条件を付された者に限る。）で必要があるときは、試験の日時及び方法等を別に指定することができるものとする。

8 適性試験は、合格した日から3月の間は、特に必要があると認められる場合のほか、免許申請書の適性試験欄に記入された内容の審査をもって、これに代えることができるものとする。

第4節 学科試験

（問題の作成及び保管）

第14条 本部長は、次の各号に掲げる免許又は仮免許に係る学科試験の問題について、それぞれ当該各号に定めるところにより、あらかじめ数種類ずつ作成しておくものとする。

(1) 第一種免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。以下同じ。）及び第二種免許 文章式90問の正誤式及びイラスト式5問の三肢正誤式の計95問

(2) 小型特殊免許及び原付免許 文章式46問の正誤式及びイラスト式2問の三肢正誤式の計48問

(3) 仮免許 文章式50問の正誤式

2 試験問題の取扱いは秘文書とし、施錠のできる書類箱に保管しなければならない。
（問題の使用）

第15条 主管課においては、学科試験問題使用簿（別記第7号様式）を備え付け、使用の都度、整理しなければならない。

2 試験問題の使用及び保管に係る責任者は、主管課の次長又は課長補佐のうちから主管課長が指定するものとする。

（問題の選定）

第16条 学科試験に用いる試験問題は、第14条に定めるものの中から主管課長が選定するものとする。

2 前項の規定により選定した試験問題のうち、臨時試験場（第6条の規定により変更された後の試験の場所をいう。以下同じ。）で行う場合は、主管課長が封印するものとする。

（学科試験の方法）

第17条 学科試験の試験時間は、第一種免許及び第二種免許については50分、小型特殊免許、原付免許及び仮免許については30分とする。

2 学科試験は、学科試験室において試験上の注意を与えた後、試験問題及び答案用紙を配付して行うものとする。

3 学科試験中、試験官は随時試験室内を巡視して、免許申請書と本人とを照合するほか、不正受験の防止に努めなければならない。

4 学科試験が終わったときは、試験問題及び答案用紙に免許申請書を添えて提出させるものとする。

(学科試験の採点)

第18条 学科試験の採点は、主管課長が指定した者2人以上で行うものとする。

- 2 学科試験が終わったときは、試験問題及び答案用紙の数を確認して直ちに採点するものとする。

(学科試験の結果発表)

第19条 学科試験の結果は、答案用紙を光学マーク読取装置によって処理し、学科(技能)試験結果リスト(別記第8号様式)を作成して、試験結果を免許申請書に記入した後、主管課長の決裁を受け、発表するものとする。ただし、臨時試験場で行う試験については、主任試験官が、合格又は不合格を仮に決定して発表するものとする。

- 2 発表は、発表盤又は口頭で行うものとする。

(問題等の廃棄)

第20条 使用しないこととなった試験問題は、学科試験問題使用簿を整理した後、主管課において廃棄するものとする。

- 2 学科試験に使用した答案用紙で保存期間が経過したものについては、主管課において廃棄するものとする。
- 3 前2項の廃棄責任者は、第15条第2項に定める者とする。

第5節 技能試験

(試験車両)

第21条 試験車両は、山口県公安委員会が指定した自動車とする。ただし、身体障害者で、運転できる自動車を限定する者及びキャンピングトレーラー等に係る牽引免許を受けようとする者については、その限定する自動車で行うことができるものとする。

- 2 次に掲げる自動車は、試験車両として指定しないものとする。
 - (1) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3章に定める保安基準に適合しないもの
 - (2) 四輪の自動車(臨時試験に使用する自動車を除く。)で、補助制動装置を施していないもの
 - (3) 構造装置が老朽化し、試験実施上適正を欠くと認められるもの
 - (4) 四輪の自動車で、試験官用のバックミラーを備え付けていないもの
 - (5) 速度計が試験官から容易に確認できないもの
- 3 第1項に規定する試験車両の指定及び指定の解除は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定を受けようとする者には、試験(検定)車両指定申請書(別記第9号様式)を提出させること。
 - (2) 指定した試験車両が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、指定を解除すること。

(試験コース)

第22条 本部長は、技能試験について免許及び仮免許の種類ごとにあらかじめ数種類の試験コースを定め、試験コース台帳（別記第11号様式）に登載しておくものとする。

2 技能試験は、前項の試験コースのうちから主管課長が選定したコースによって行うものとする。ただし、試験の場所を変更した場合の試験コースについては、試験車両の型式、大きさ等に応じて、その都度、主管課長が定めるものとする。

3 前項の規定により選定した試験コースのうち、臨時試験場で行う場合は、主管課長が封印するものとする。

（技能試験の実施方法等）

第23条 技能試験の実施方法及び採点基準は、別に定める運転免許技能試験実施基準によるものとする。

2 路上試験に使用する試験車両は、「運転免許試験中」の標識を表示するものとする。

3 試験官は、路上試験の実施に当たり、当該試験コースにおいて、交通事故、火災の発生その他の事情により試験を継続することが困難であると認め、試験コースの一部を変更して試験を実施した場合は、速やかにその状況を主管課長に報告するものとする。

（技能試験の結果発表等）

第24条 試験官は、技能試験を終了したときは、速やかに技能試験登録用紙を整理して主任試験官に報告するものとする。

2 主任試験官は、採点その他の事項に誤りのないことを確認した上で、第19条の規定に準じて発表するものとする。

第6節 結果の通知等

（免許申請書の返還）

第25条 試験の一部に合格した者及び不合格となった者については、その結果を記録して免許申請書を返還するものとする。

（免許申請書）

第26条 免許申請書は、当該受験者が試験に合格するまでの間、有効とする。

2 免許申請書は、所定の契印のないもの又はみだりに内容を書き換えたものは無効とする。

（試験結果報告）

第27条 試験が終わったときは、受験者名簿に運転免許試験（審査）結果報告書（別記第12号様式）を添えて、本部長に報告しなければならない。

第28条 削除

第7節 試験の停止等

（試験の停止）

第29条 法第97条の3第1項の規定に基づく試験の停止に係る手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主任試験官は、不正の手段により試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止すること。この場合において、事案の詳細をその者の免許申請書に添えて、主管課長に報告すること。
- (2) 主管課長は、前号の報告があったときは、山口県公安委員会に対し、運転免許試験に係る処分上申書（別記第14号様式。以下「処分上申書」という。）により受験停止処分の上申をすること。
- (3) 前号の場合において、試験停止の処分が決定したときは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより交付すること。
 - イ ロに掲げる場合以外の場合 運転免許試験に係る処分通知書（別記第15号様式。以下「処分通知書」という。）により所轄署長に通知するとともに、運転免許試験停止通知書（別記第16号様式。以下「試験停止通知書」という。）を所轄署長を通じて被処分者に交付すること。
 - ロ 被処分者の住所地が下松警察署、周南警察署及び山口南警察署管内の場合 試験停止通知書を主管課長を通じて被処分者に交付すること。

（合格決定の取消し）

第30条 法第97条の3第1項及び第2項の規定に基づく合格決定の取消しに係る手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主管課長は、合格（仮決定を含む。）を決定した後、その者が、不正の手段により試験を受けたものであることが発覚したときは、その者につき、山口県公安委員会に対し、処分上申書により合格決定の取消処分の上申をすること。
- (2) 前号の上申があった事案につき、合格決定の取消処分及び試験停止処分が決定したときは、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより交付すること。
 - イ ロに掲げる場合以外の場合 処分通知書により所轄署長に通知するとともに、県規則第20条に定める運転免許試験合格決定取消通知書及び試験停止通知書（以下「試験合格決定取消通知書等」という。）を所轄署長を通じて被処分者に交付すること。
 - ロ 被処分者の住所地が下松警察署、周南警察署及び山口南警察署管内の場合 試験合格決定取消通知書等を主管課長を通じて被処分者に交付すること。
- (3) 前号の場合において、被処分者が既に免許又は仮免許を受けているときは、通知書を交付するときに免許証又は仮免許証を返納させ、又は免許情報記録の抹消を行うこと。

（試験停止の期間）

第31条 第29条第2号及び前条第1号の被処分者に対する試験停止の処分は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に掲げる期間、試験を停止するものとする。ただし、情状によりこの期間を軽減することができる。

- (1) 試験官に対し、手心を加えてもらう意思で金品を贈与し、又は贈与しようとした者 1年

- (2) 事前に計画して不正に受験し、又は受験しようとした者 1年
- (3) 虚偽の申請をして不正に受験し、又は受験しようとした者 6月
- (4) 前各号に掲げるもののほか、不正の手段で受験し、又は受験しようとした者 6月

2 前項の試験停止の処分の始期は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 第29条の被処分者に対しては、試験を停止した日から起算すること。
- (2) 前条の被処分者に対しては、試験の合格決定取消し処分が決定した日から起算すること。

第8節 免許及び仮免許の条件等

(免許及び仮免許の条件等)

第32条 法第91条及び法第91条の2第2項の規定による免許及び仮免許の条件等の内容並びに免許証及び仮免許証の記載方法は、別表第2によるものとする。

(条件の解除)

第33条 規則第18条の5の規定により、限定解除審査申請書を受理するときは、免許申請書を添えて申請させるものとする。

2 前項の規定により、限定解除審査申請書及び免許申請書（以下「限定解除審査申請書等」という。）を受理したときは、次に掲げるところにより審査を行うものとする。ただし、指定教習所の管理者が発行する技能審査合格証明書（発行の日から1年以内のものに限る。）を有する者に対する審査は、主管課、所轄署又は所轄外署（免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては主管課）において、書面により行うものとする。

- (1) 審査は、主管課において県規則第18条第1項又は第2項に定める試験場で行うこと。
- (2) 審査は審査官が行うものとし、審査官及び主任審査官は第8条に定める試験官及び主任試験官とすること。
- (3) 限定解除審査申請書等を受理したときは、現に受けている免許証又は免許情報記録個人番号カード（免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者にあつてはその双方）の提示を求め、限定解除審査申請書等の内容及びその者に間違いないことを確認した上で、限定解除審査申請書等の所定欄に、受験者番号及び受験番号を記入し、免許申請書を当該申請者に返還すること。
- (4) 審査官は、審査が終わったときは速やかに技能試験登録用紙を整理して主任審査官に報告すること。
- (5) 主任審査官は、採点その他の事項に誤りのないことを確認した上で、第19条に準じて発表すること。
- (6) 受審者名簿は、受験者名簿の様式に準じて作成すること。
- (7) 審査に合格した者の条件の解除は、次に掲げるとおりとする。

イ 免許証を有する者にあつては、免許証の備考欄に、限定を解除するものにあつては限定解除年月日を、限定を変更するものにあつては限定変更年月日及び

新たな限定内容を記入し、その末尾に山口県公安委員会の公印（横印）を押して処理すること。

ロ 免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては、免許情報記録個人番号カードの提示を受けて、免許情報記録の書換えを行うこと。

(8) 前号の場合において、法第93条の2の規定による記録が行われた免許証については、限定を解除するものにあつては限定解除年月日を、限定を変更するものにあつては限定変更年月日及び新たな限定内容を電磁的方法により記録すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、審査は技能試験の実施方法及び採点基準に準じて行うこと。

3 法第91条の規定により、自動車等を運転するについて必要な条件を付された者から、免許又は仮免許の条件解除又は変更申請があつたときは、次に掲げるところにより適性検査を行うものとする。

(1) 条件解除及び変更申請は、限定解除審査申請書によって受理すること。

(2) 適性検査は、主管課、所轄署又は所轄外署（免許情報記録個人番号カードを有する者にあつては主管課）において行うこと。

(3) 適性検査は、適性試験の内容に準じて行うこと。ただし、必要がないと認められる検査は省略することができる。

(4) 適性検査の結果は、限定解除審査申請書に記入し、条件解除又は変更ができるものについては、次の要領で免許証、仮免許証又は免許情報記録個人番号カードを整理すること。この場合において、所轄署長又は所轄外署長は限定解除審査申請書に「条件解除（変更）年月日」を記入し、速やかに主管課長に送付すること。

イ 免許証又は仮免許証を有する者については、免許証又は仮免許証の備考欄に、条件を解除するものにあつては条件解除年月日を、条件を変更するものにあつては条件変更年月日及び新たな条件内容を記入し、その末尾に山口県公安委員会の公印（横印）を押すこと。

ロ イの場合において、法第93条の2の規定による記録が行われた免許証については、条件を解除するものにあつては条件解除年月日を、条件を変更するものにあつては条件変更年月日及び新たな条件内容を電磁的記録方法により記録すること。

ハ 免許情報記録個人番号カードを有する者については、免許情報記録個人番号カードの提示を受けて、免許情報記録の書換えを行うこと。

(5) 所轄署長又は所轄外署長は、適性検査の結果、疑義のあるものについては、当該申請書を添えて本部長に報告すること。

(6) 前号の報告のあつたものについては、主管課において検査し、条件解除又は変更ができるものは第4号イ、ロ及びハに準じて処理すること。

(7) 条件解除及び変更年月日は、適性検査を行った日とすること。

(申請による免許条件の付与等)

第34条 規則第18条の6第2項の規定により、運転免許条件申請書を受理するときは、免許申請書を添えて申請させるものとする。

2 法第91条の2第2項に基づく免許の条件の付与は、令第33条の6に規定する基準に基づいて行うものとする。この場合において、前条第2項及び第3項に定める審査及び適性検査は、実施しないものとする。

3 法第91条の2第2項に基づき、免許の条件の変更をしようとするときは、前条第2項各号に準じて審査を行うものとする。この場合において、前条第3項の適性検査は実施しないものとする。

第3章 運転免許証等

第1節 免許証等

(免許証の作成)

第35条 法第90条第1項の規定により新たに免許を与える場合及び法第92条第2項の規定により併記して免許を与える場合の免許証(以下「新規免許証」という。)並びに法第94条第2項の規定により再交付する場合の免許証(以下「再交付免許証」という。)は、主管課において作成するものとする。

2 法第101条第6項の規定により更新する場合の免許証(以下「更新免許証」という。)及び法第101条の2第4項の規定による免許証(以下「事前更新免許証」という。)は、主管課、岩国警察署又は下関警察署において作成するものとする。

第36条 削除

(仮免許証の作成)

第37条 仮免許証は、主管課及び所轄署において作成するものとする。

2 主管課における仮免許証の作成要領は次によるものとする。

(1) 試験に合格した者の仮免許申請書により、仮免許証番号(県コード、交付番号)、交付年月日、有効期限、本籍、住所、氏名、生年月日、自動車の種類及び仮免許の条件を該当欄に記入すること。

(2) 記載する文字はかい書、数字は算用数字とし、色は黒とすること。

(3) 申請用写真は、本部長の公印(刻印)で契印すること。

3 主管課において作成する仮免許証の交付番号は、年ごとに一連番号とし、仮免許証交付台帳(別記第23号様式)により整理するものとする。

4 所轄署における仮免許証の作成要領は、別に定める。

(免許証の交付)

第38条 試験に合格した者(免許を拒否又は保留された者を除く。)に対する免許証は、速やかに作成し、交付するものとする。

2 次の各号に掲げる免許証は、当該各号に定めるところで交付するものとする。

(1) 新規免許証 主管課

(2) 再交付免許証 主管課、所轄署又は所轄外署

(3) 更新免許証及び事前更新免許証 主管課、所轄署、所轄外署又は幹部交番

- 3 主管課において作成した免許証であって前項の規定により所轄署において交付するもののうち、再交付免許証、更新免許証及び事前更新免許証にあつては所轄内更新者等運転免許証送付書（別記第24号様式の2）により、誤記運転免許証にあつては作成替運転免許証送付書（別記第24号様式の3）により専用の運転免許証袋を使用し、重要文書扱いとして所轄署長に送付するものとする。
- 4 主管課において作成した免許証であって第2項の規定により所轄外署において交付する再交付免許証、更新免許証及び事前更新免許証は、所轄外更新者等運転免許証送付書（別記第24号様式の4）により運転免許証袋を使用し、重要文書扱いとして所轄外署長に送付するものとする。
- 5 前2項の規定により免許証の送付を受けた所轄署長又は所轄外署長は、主管課長に対し受領した旨の報告を行うとともに、誤記、破損等の有無を確認するものとする。この場合において、誤記、破損等を発見したときは、その都度該当免許証、登録票及び写真1枚を誤記運転免許証送付書（別記第25号様式）2部に当該免許証を添えて、運転免許証袋を使用し、重要文書扱いとして主管課長に送付するものとする。
- 6 免許証の交付は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 新規免許証は、運転免許証交付等申請書（別記第26号様式）を徴した上で交付し、貼付した証紙に消印すること。この場合において、法第92条第2項の免許証を有する者であるときは、当該免許証を運転免許証交付等申請書に添付させること。
 - (2) 再交付免許証は、再交付免許証交付簿（別記第27号様式）に必要な事項を記載させた上で交付すること。この場合において、汚損又は破損した免許証があるときは、当該免許証と引換えに交付すること。
 - (3) 法第90条の2第1項に規定する免許証は、規則第38条第18項に規定する証明書（申請者が令第33条の5の3に該当する者である場合は当該事実を証明する書類）を提出させた上で、交付すること。
 - (4) 免許情報記録個人番号カードを有する者が、免許証の交付を申請するときは、運転免許証交付等申請書を徴した上で交付し、貼付した証紙に消印すること。

（特定免許情報の記録）

第38条の2 法第95条の2第3項の規定による個人番号カードへの特定免許情報の記録は、主管課において行うものとする。

- 2 個人番号カードへの特定免許情報の記録は、運転免許証交付等申請書を徴した上で行い、貼付した証紙に消印すること。

（仮免許証の交付）

第39条 試験に合格した者に対する仮免許証は、速やかに作成し、当日交付するものとする。

- 2 仮免許証を交付するときは、運転免許証交付等申請書を徴した上で交付し、貼付した証紙に消印するものとする。

(未交付免許証)

第40条 所轄署長又は所轄外署長は、第38条の規定により交付する免許証を交付の日から20日を経過しても交付できないときは、未交付免許証整理簿（別記第28号様式）に登載し、措置状況を明確にしておくとともに、6月を経過しても交付できないときは、未交付免許証送付書（別記第29号様式）に措置状況報告書等を添えて、主管課長に送付するものとする。

2 主管課にあっては、前項の規定により送付を受けた未交付免許証は、未交付免許証台帳（別記第30号様式）に登載し、厳重に保管しなければならない。

3 所轄署長又は所轄外署長は、第1項の規定により送付した未交付免許証の交付を申し出た者があったときは、主管課長に報告するものとする。この場合において、主管課長にあっては当該免許証を所轄署長又は所轄外署長に返送するものとする。

4 前項の場合において、所轄署長又は所轄外署長は、第38条第2項の規定により当該免許証を交付したときは、結果報告書を作成し、主管課長に送付するものとする。

(備考欄の記載)

第41条 免許証備考欄の記載事項及び記載例は、別表第3によるものとする。

(免許証及び仮免許証の保管等)

第42条 仮免許証用紙、作成中の免許証、交付予定の免許証、誤記免許証及び国外運転免許証は、散逸及び盗難を防止するため、ロッカー等の施錠のできる場所に保管しなければならない。

2 主管課は、仮免許証用紙及び国外運転免許証の受払いを行ったときは、その状況を記録しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、第1項の保管の責任者及び前項の受払いの責任者の指定について準用する。

4 所轄署長又は所轄外署長は、誤記免許証並びに無効な免許証及び仮免許証（以下次項において「誤記免許証等」という。）を運転免許証袋に入れ、重要文書扱いとして主管課長に送付しなければならない。

5 主管課長は、係長の職以上の職にある職員を立ち合わせ、前項の規定により送付を受けた誤記免許証等を裁断して廃棄するものとする。

第2節 記載事項の変更及び再交付

(免許証の記載事項の変更)

第43条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、法第94条第1項の規定により免許証の記載事項の変更の届出があったときは、その内容を確認した上で、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 主管課においては、次に掲げるところにより処理するものとする。

イ 免許証備考欄の左欄上段から、届出年月日、新本籍又は新国籍等、新住所、新氏名の順に必要な変更事項を記入し、その末尾に山口県公安委員会の公印（横印）を押すこと。この場合において、法第93条の2の規定による記録が行

われた免許証にあっては、変更事項を電磁的方法により記録し、免許証備考欄の左欄上段から、新本籍又は新国籍等以外の変更事項を記入すること。

ロ 規則第20条第1項に定める運転免許証記載事項変更届（以下この条、次条第2号及び第44条第2号において「変更届」という。）を、届出年月日順に整理保管すること。

(2) 所轄署又は所轄外署においては、前号イに準じて処理するとともに、変更届を主管課に送付するものとする。

(3) 主管課は、前号の規定により所轄署又は所轄外署から変更届の送付を受けたときは、届出年月日順に整理保管するものとする。

（免許情報記録個人番号カードのみを有する者の本籍等の変更）

第43条の2 主管課長は、法第95条の5第2項の規定により、免許情報記録個人番号カードのみを有する者から本籍、住所、氏名又は生年月日の変更の届出があったときは、その内容を確認した上で、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 免許情報記録個人番号カードの提示を受けて、免許データの登録を行うこと。

(2) 変更届を、届出年月日順に整理保管すること。

（仮免許証の記載事項の変更）

第44条 法第94条第1項の規定により仮免許証の記載事項変更の届出があったときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 備考欄に届出年月日及び変更事項を記載し、その末尾に山口県公安委員会の公印（横印）を押して申請者に交付すること。

(2) 仮免許証交付台帳を訂正するとともに、変更届は、仮免許証交付台帳に編てつすること。

（免許証の再交付）

第45条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、法第94条第2項の規定により免許証の再交付の申請があったときは、次の各号により処理するものとする。

(1) 再交付申請を受理するに当たっては、規則第21条第6項第1号の規定により免許証を亡失し、又は滅失したときは、再交付を受けようとする事実について、運転免許証亡失・滅失てん末書（別記第36号様式）及び免許データにより確認すること。

(2) 前号以外の理由により再交付申請を受理するに当たっては、再交付に係る免許証について、免許データにより確認すること。この場合において、変更事項があるときは、当該事項について確認するものとする。

(3) 所轄署長又は所轄外署長は、前号の規定により再交付申請を受理したときは、再交付申請書（登録票）を所轄内用運転免許証作成資料送付書（別記第37号様式）又は所轄外用運転免許証作成資料送付書（別記第38号様式）2部を添えて、主管課長に送付すること。

2 主管課長は、速やかに免許証を作成し、申請者に交付するものとする。

3 第1項第2号の規定により受理した再交付申請に基づいて作成した再交付免許証

にあつては、所轄内更新者等運転免許証送付書又は所轄外更新者等運転免許証送付書により所轄署長又は所轄外署長に送付するものとする。

(特定免許情報の再記録)

第45条の2 主管課長は、特定免許情報の再記録の申請があつたときは、再記録を受けようとする事実を確認し、特定免許情報について免許データにより確認すること。この場合において、変更事項があるときは、当該変更事項について確認するものとする。

2 主管課長は、個人番号カードの提示を受けて、特定免許情報の再記録を行うものとする。

(仮免許証の再交付)

第46条 法第94条第2項の規定により仮免許証の再交付の申請があつたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 再交付申請書の受理は主管課、所轄署又は所轄外署において行うこと。
- (2) 再交付を受けようとする事実について前条第1項第1号及び第2号に準じて確認した上で、再交付申請書に貼付した証紙に消印して、直ちに第37条の規定により仮免許証を作成し、交付すること。
- (3) 申請者の住所地が山口県公安委員会の管轄と異なる場合は、規則第21条第6項第2号に定める証明書を添付させること。
- (4) 所轄署又は所轄外署においては、別に定めるところにより仮免許証の再交付を行うこと。

第3節 免許証等の更新等

(免許証等の更新申請及び定期検査)

第47条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、法第101条の規定による免許証等の有効期間の更新申請があつたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。ただし、免許情報記録の有効期間の更新申請にあつては、主管課において処理するものとする。

(1) 主管課においては、次に掲げるところにより処理するものとする。

イ 運転免許証等更新申請書（以下「更新申請書」という。）を受理したときは、当該更新申請書と免許証等を照合し、記載事項を確認した後に、証紙に消印すること。この場合において、記載事項が異なり、又は疑義のあるものについては、免許データと照合して事実の確認に努めること。

ロ 申請者が、高齢者講習、特定任意高齢者講習又は運転免許取得者等教育を終了し、更新時講習を受ける必要がない場合には、当該講習に係る終了証明書の提出を求め、事実を確認すること。

ハ 申請者に対しては、適性試験の内容に準じて適性検査を行い、その結果を更新申請書（登録票）（以下「更新登録票」という。）に記入すること。

ニ 更新年月日は、適性検査に合格した日とすること。

(2) 所轄署においては、次に掲げるところにより処理するものとする。

- イ 更新申請書は、前号イ及びロの規定に準じて受理すること。
 - ロ 更新する免許証の備考欄には、更新期間内に免許証を交付することができるときは「更新申請中受理 年 月 日」と記入し、更新期間内に免許証を交付することができないときは「更新申請中 年 月 日まで有効受理 年 月 日」と記入し、その末尾に山口県公安委員会の公印（横印）を押して申請者に返還すること。
 - ハ 適性検査は、前号ハの規定に準じて処理すること。
 - ニ 更新年月日は、適性検査に合格した日とすること。
 - ホ 更新登録票は、1日分を取りまとめ、所轄内用運転免許証作成資料送付書とともに主管課に送付すること。
- (3) 所轄外署においては、次に掲げるところにより処理するものとする。
- イ 更新申請書を受理したときは、当該更新申請書と免許証とを照合し、記載事項を確認した後に、証紙に消印すること。この場合において、所轄署長又は主管課長に免許照会を行うこと。
 - ロ 申請者が、高齢者講習、特定任意高齢者講習又は運転免許取得者等教育を終了し、更新時講習を受ける必要がない場合には、第1号ロの規定に準じて処理すること。
 - ハ 更新する免許証の備考欄は、前号ロの規定に準じて記載すること。
 - ニ 適性検査は、第1号ハの規定に準じて処理すること。
 - ホ 更新年月日は、適性検査に合格した日とすること。
 - ヘ 更新登録票は、1日分を取りまとめ、所轄外用運転免許証作成資料送付書とともに主管課に送付すること。
- (4) 前2号の規定にかかわらず、岩国警察署及び下関警察署においては、次に掲げるところにより処理するものとする。
- イ 更新申請書は、第1号イ及びロの規定に準じて受理すること。
 - ロ 更新する免許証の備考欄は、第2号ロの規定に準じて記録すること。
 - ハ 適性検査は、第1号ハの規定に準じて処理すること。
 - ニ 更新年月日は、適性検査に合格した日とすること。
 - ホ 更新登録票は、1日分を取りまとめ、主管課に送付（主管課において登録を行う必要がある更新登録票にあつては、所轄内用運転免許証作成資料送付書とともに主管課に送付）すること。
- (5) 前号の規定による処理のうち、更新免許証の即日交付に係るものについては、次に掲げる者から更新申請があつた場合において行うものとする。
- イ 法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者
 - ロ 令第37条の6各号又は第37条の6の2各号に掲げる者
- 2 適性検査の結果、適性の有無について判定困難な者又は適性を欠くと認められる者については、その者の更新登録票を添えて本部長に報告するものとする。
- 3 法第101条第4項の規定により交付した質問票は、更新登録票等とともに受理

するものとする。

- 4 所轄署長又は所轄外署長は、前項の規定により質問票を受理した場合において、当該免許の更新を受けようとする者が法第103条第1項第1号、第1号の2又は第3号のいずれかに該当していると認めるときは、主管課長にその旨を連絡するものとする。

（免許証等の更新の特例申請）

第48条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、法第101条の2の規定により免許証等の更新申請があったときは、同条に規定する更新の要件を具備していることの確認を行った後、前条第1項第1号から第4号までの規定に準じて、それぞれ処理するものとする。この場合において、更新登録票には「事前更新」と記入しておくものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、免許情報記録の更新申請にあつては、主管課において処理するものとする。
- 3 適性検査の結果、適性の有無について判定困難な者又は適性を欠くと認められる者については、その者の特例更新申請書を添えて本部長に報告するものとする。
- 4 法第101条の2第2項の規定により交付した質問票は、特例更新申請書と共に受理するものとする。
- 5 前条第4項の規定は、前項の規定により質問票を受理した場合について準用する。
- 6 申請者が事前更新する免許証を早急に必要とする理由がある場合は、主管課において受理するものとする。この場合において、主管課にあつては、前条第1項第1号に準じて処理した後、速やかに現に有する免許証と引換えに交付するものとする。

（更新の申請の特例）

第48条の2 主管課長は、法第101条の2の2第1項の規定により他の都道府県公安委員会から免許証の交付又は特定免許情報の記録を受けている者から免許証等の更新申請があったときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 更新申請書（県外更新）及び経由・講習申請書に必要事項を記載させ、受理すること。
 - (2) 法第101条第4項の規定により交付した質問票は、更新申請書（県外更新）とともに受理するものとする。
 - (3) 記載事項等を確認し、適性検査を実施するとともに、その実施結果を適性検査結果通知書欄に記載すること。
 - (4) 更新申請書（県外更新）その他の関係書類及び申請用写真は、その者の住所地を管轄する公安委員会に送付すること。
- 2 主管課長は、山口県公安委員会が免許証を交付又は特定免許情報を記録した者が、他の都道府県公安委員会を経由して更新申請をしたことに伴い、当該公安委員会から書類等の送付等を受けたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。
 - (1) 受理した書類等の内容を確認し、不備がある場合は、申請者等に対してその旨を通知すること。

(2) 送付を受けた書類等の記載内容からは更新の可否判断を行うことができない場合は、再び適性検査を実施する旨をその者に通知し、適性検査を実施するものとする。

(3) 免許証は、次に掲げるところにより作成し、交付すること。

イ 免許証は、第47条第1項第1号の規定に準じて作成すること。

ロ 免許証は、次に掲げるところにより交付すること。

(イ) 主管課で交付する場合にあっては、申請の日から3週間を経過した日以後に行うこと。

(ロ) 郵送を希望する者に対しては、郵送により免許証を交付すること。

3 前2項に定めるもののほか、法第101条の2の2第1項の規定による免許証等の更新申請の手続について必要な事項は、別に定める。

(更新時講習の受講申出の受理方法等)

第49条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、法第101条の3第1項に規定する更新時講習対象者、法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者から更新時講習の受講申出があったときは、県規則第23条に定める更新時講習申出書により受理するものとする。

2 更新時講習申出書の受理方法、更新時講習の実施方法等は、別に定める。

第4節 申請による運転免許の取消し等

(申請の取消しの申請)

第50条 主管課長は、法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請があったときは、申請者に規則第30条の7第1項に定める運転免許取消申請書を提出させるものとする。

2 所轄署長又は所轄外署長は、法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請があったときは、申請者に規則第30条の7第1項に定める運転免許取消申請書及び申請用写真1枚(免許の申出による一部取消しの場合に限る。)を提出させるものとする。

3 前2項の受理に当たっては、申請者が令第39条の2の4各号のいずれにも該当しないことを警察庁への照会により確認した上、取り消す免許の種類、取消しの意思等を申請者に十分確認するものとする。ただし、所轄署及び所轄外署における警察庁への照会は、主管課を通じて行うものとする。

(申請による取消し)

第51条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、法第104条の4第2項の規定により免許を取り消したときは、規則第30条の7第5項に定める申請による運転免許の取消通知書を作成し、これを申請者に交付するものとする。

2 取消しに係る免許証については、県規則第22条に定める失効運転免許証等返納届により返納させるものとし、取消しに係る免許情報記録の抹消については、規則第21条の7に定める免許情報記録抹消届により主管課において処理するものとする。

3 免許を取り消した主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、速やかにその旨を本部長に報告するものとする。この場合において、所轄署長又は所轄外署長は、申請による運転免許の取消執行報告書等送付書（別記第40号様式）に関係書類を添えて主管課長に送付するものとする。

4 主管課長は、第1項の規定による交付を行ったとき又は前項の規定による送付を受けたときは、登録票を作成し、免許の取消しを登録するものとする。

（他の種類の免許証の交付等）

第52条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、法第104条の4第1項の規定により免許の取消しを申請する者のうち、その免許の一部を取り消し、免許証を返納して新たな免許証の交付を希望する者に対し、令で定める基準に基づき、他の種類の免許証を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する免許証は、主管課において作成するものとする。

3 前項の規定により作成した免許証のうち、所轄署又は所轄外署において交付するものは、申出に係る他の種類の運転免許証送付書（別記第42号様式）により、運転免許証袋を使用し、重要文書扱いとして所轄署長又は所轄外署長に送付するものとする。

4 第1項の免許証の交付に当たっては、申請者に運転免許証交付等申請書を提出させるとともに、手数料を徴収するものとする。この場合において、所轄署又は所轄外署にあっては、取消しに係る免許証の返納を受けたときに、有効年月日、受けようとしている免許の種類及び交付手続中である旨を当該免許証の備考欄に記載し、その末尾に山口県公安委員会の公印（横印）を押して、これを暫定免許証として交付し、後日、暫定免許証と引換えに当該免許証を交付するものとする。

（他の種類の特定免許情報の記録等）

第53条 主管課長は、法第104条の4第1項の規定により免許の取消しを申請する者のうち、その免許の一部を取り消し、免許証の返納又は免許情報記録の抹消をして新たな特定免許情報の記録を希望する者に対し、令で定める基準に基づき、他の種類の特定免許情報を記録するものとする。

2 前項の規定により行う特定免許情報の記録は、主管課において処理するものとする。

3 第1項の特定免許情報の記録に当たっては、申請者に運転免許証交付等申請書を提出させるとともに、手数料を徴収するものとする。

（返納免許証の取扱い）

第54条 第51条第2項の規定により返納された免許証は廃棄するものとする。ただし、第50条の規定により免許の全部について取消しを申請する者が、取消しに係る免許証の返還を希望するときは、さん孔処理を行った上、返還することができる。

第4節の2 運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カード
（運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録の申請の受理）

第55条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、法第104条の4第2項の規定により免許を取り消された者及び法第105条第1項の規定により免許を失効した者から運転経歴証明書の交付又は運転経歴情報の記録の申請があったときは、申請者の自動車等の運転の経歴について免許データにより確認するものとする。ただし、運転経歴情報の記録の申請にあつては、主管課において処理するものとする。

2 所轄署長又は所轄外署長は、県規則第21条の2に定める運転経歴証明書交付等申請書（以下「運転経歴証明書交付等申請書」という。）を受理したときは、運転経歴証明書作成資料送付書（別記第40号様式）に運転経歴証明書交付等申請書（登録票）（別記第44号様式）を添えて主管課長に送付するものとする。

（運転経歴証明書の作成及び運転経歴情報の記録）

第56条 運転経歴証明書の作成及び運転経歴情報の記録は、主管課において処理するものとする。

2 前項の規定により作成した運転経歴証明書のうち、次条の規定により所轄署、所轄外署又は幹部交番において交付するものは、運転経歴証明書送付書（別記第42号様式）により、運転免許証袋を使用し、重要文書扱いとして所轄署長又は所轄外署長に送付するものとする。

（運転経歴証明書の交付）

第57条 運転経歴証明書は、申請を受理した主管課、所轄署、所轄外署又は幹部交番において交付するものとし、郵送での交付を希望する者に対しては、主管課において郵送により交付するものとする。

（運転経歴証明書の記載事項の変更）

第58条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、規則第30条の10第1項の規定により運転経歴証明書の記載事項の変更の届出があったときは、その内容を確認した上、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 主管課においては、次に掲げるところにより処理するものとする。

イ 運転経歴証明書の備考欄の左欄上段から、届出年月日、新住所、新氏名の順に必要な変更事項を記入し、その末尾に山口県公安委員会の公印（横印）を押すこと。

ロ 県規則第21条の3に定める運転経歴証明書記載事項等変更届（以下この条及び次条第2号において「変更届」という。）を、届出年月日順に整理保管すること。

(2) 所轄署又は所轄外署においては、前号イに準じて処理するとともに、変更届を主管課に送付するものとする。

(3) 主管課は、前号の規定により所轄署又は所轄外署から変更届の送付を受けたときは、届出年月日順に整理保管するものとする。

（運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者の住所等の変更）

第58条の2 主管課長は、規則第30条の15第1項の規定により運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者から住所、氏名又は生年月日の変更の届出があつ

たときは、その内容を確認した上、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 運転経歴情報記録個人番号カードの提示を受けて、運転経歴証明書データの登録を行うこと。

(2) 変更届を、届出年月日順に整理保管すること。

(運転経歴証明書の再交付申請の受理)

第59条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、規則第30条の11第1項（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成23年内閣府令第70号）附則第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による運転経歴証明書の再交付の申請があったときは、次の各号により処理するものとする。

(1) 再交付申請を受理するに当たっては、規則第30条の11第2項第1号の規定により、運転経歴証明書を亡失し、又は滅失したときは、再交付を受けようとする事実について、運転経歴証明書亡失・滅失てん末書（別記第44号様式の2）及び免許データにより確認すること。

(2) 前号以外の理由により再交付申請を受理するに当たっては、再交付に係る運転経歴証明書について、免許データにより確認すること。この場合において、変更事項があるときは、当該事項について確認するものとする。

(3) 所轄署長又は所轄外署長は、県規則第21条の4に定める運転経歴証明書再交付申請書（以下「運転経歴証明書再交付申請書」という。）を受理したときは、運転経歴証明書作成資料送付書に運転経歴証明書再交付申請書（登録票）（別記第45号様式）を添えて、主管課長に送付すること。

(運転経歴証明書の再交付)

第60条 主管課長は、運転経歴証明書再交付申請書を受理したとき又は前条第3号の規定による送付を受けたときは、速やかに運転経歴証明書を作成するものとする。

2 第56条第2項及び第57条の規定は、運転経歴証明書を再交付する場合について準用する。

3 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、運転経歴証明書を再交付するときは、申請者に運転経歴証明書再交付簿（別記第46号様式）に必要な事項を記載させるとともに、申請者が運転経歴証明書を所持しているときは、当該運転経歴証明書と引換えに交付するものとする。

(運転経歴証明書の返納等)

第61条 所轄署長又は所轄外署長は、規則第30条の12の規定により運転経歴証明書の返納を受けたときは、県規則第21条の5に定める運転経歴証明書返納届及び当該運転経歴証明書について、運転免許証袋を使用し、重要文書扱いとして主管課長に送付するものとする。

2 主管課長は、係長の職以上の職にある職員を立ち合わせ、返納を受けた運転経歴証明書及び前項の規定による送付を受けた運転経歴証明書を裁断して廃棄するものとする。

第5節 国外運転免許証

(申請の受理)

第62条 主管課長は、法第107条の7の規定による国外運転免許証の交付申請があったときは、申請者に法第107条の7第2項に定める国外運転免許証交付申請書（以下「国外運転免許証交付申請書」という。）及び国外運転免許証用の写真1枚を提出させるとともに、申請に係る免許証、渡航証明等の提示を求めて審査の上、受理するものとする。

2 前項の申請は、原則として国外運転免許証の交付を受けようとする者が行う場合について受理するものとする。ただし、本人が既に渡航しているときは、本人との代理関係を明らかにできる親族等の代理申請についても受理することができる。

3 第1項の規定により国外運転免許証の交付申請を受理した場合は、その都度、国外運転免許証取扱簿（別記第47号様式）に必要事項を記載するものとする。

(国外運転免許証の作成)

第63条 国外運転免許証の作成は、別に定めるところにより主管課において行うものとする。

(国外運転免許証の交付)

第64条 国外運転免許証は、主管課において交付するものとする。

2 前項の規定により国外運転免許証を交付した場合は、その都度、国外運転免許証取扱簿の受領者欄に必要事項を記載するものとする。

第65条 削除

(国外運転免許証の返納等)

第66条 主管課長、所轄署長又は所轄外署長は、国外運転免許証返納届（別記第49号様式）とともに国外運転免許証の返納を受けるものとする。

2 所轄署長又は所轄外署長は、前項の規定により返納を受けた国外運転免許証を運転免許証袋に入れ、重要文書扱いとして主管課長に送付しなければならない。

3 主管課長は、係長の職以上の職にある職員を立ち合わせ、第1項の規定により返納を受けた国外運転免許証及び前項の規定により送付を受けた国外運転免許証を裁断して廃棄するものとする。

(関係書類の保存期間)

第67条 関係書類の保存期間は、国外運転免許証交付申請書及び国外運転免許証取扱簿については3年、国外運転免許証返納届については1年とする。

第6節 委託に係る運転免許事務の処理

(運転免許事務の処理)

第68条 法第108条の規定による運転免許事務に係る業務（以下「業務」という。）のうち、委託に係る業務の範囲及び処理要領は、別に定める。

(免許証の更新予定者の情報提供)

第69条 前条に規定する業務のうち、法第101条第3項に規定する更新情報提供業務及び法第101条の4第5項に規定する高齢者講習等通知業務の処理要領は、別に定める。

第7節 幹部交番での申請書等の取扱い

第70条 幹部交番における申請書等の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 更新申請書及び質問票を受理したときは、法第101条第5項の規定により適性検査を実施し、第47条に定めるところにより処理すること。
- (2) 運転経歴証明書交付等申請書を受理したときは、第55条第1項に定めるところにより処理すること。
- (3) 更新申請書及び運転経歴証明書交付等申請書は速やかに署長に進達すること。ただし、貼付した証紙には消印しないものとする。
- (4) 免許証の記載事項の変更の届出を受理したときは、第43条に規定するところにより処理し、関係書類とともに速やかに署長に進達すること。
- (5) 運転経歴証明書の記載事項の変更の届出を受理したときは、第58条に規定するところにより処理し、関係書類とともに速やかに署長に進達すること。
- (6) 運転免許取消申請書を受理したときは、第50条第2項に規定するところにより処理し、関係書類とともに速やかに署長に進達すること。

附 則

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月31日本部訓令第16号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令等の一部を改正する訓令7条による改正附則)

この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成4年10月23日本部訓令第22号)

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月12日本部訓令第1号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令等の一部を改正する訓令4条による改正附則)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年2月21日本部訓令第6号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令20条による改正附則)

この訓令は、平成6年3月1日から施行する。

附 則 (平成6年4月18日本部訓令第14号)

この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日本部訓令第37号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令22条による改正附則)

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成7年12月19日本部訓令第18号)

この訓令は、平成8年1月4日から施行する。

附 則 (平成8年5月2日本部訓令第8号)

この訓令は、平成8年5月7日から施行する。

附 則 (平成8年8月30日本部訓令第13号)

この訓令は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日本部訓令第14号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月29日本部訓令第18号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月29日本部訓令第14号)

この訓令は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日本部訓令第15号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月21日本部訓令第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月22日本部訓令第5号管理官及び調査官の職の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令16条による改正附則)

この訓令は、平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成14年5月31日本部訓令第30号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に存する改正前の自動車等の運転免許事務の取扱いに関する訓令に定める様式による運転免許証作成資料送付書、所轄内更新者等運転免許証送付書、所轄外更新者用運転免許証作成資料送付書及び申請による運転免許の取消執行報告書等送付書を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分限り、使用することができる。

附 則 (平成14年12月24日本部訓令第49号)

この訓令は、平成14年12月24日から施行する。

附 則 (平成15年4月17日本部訓令第21号周南市の設置に伴う関係訓令の整理に関する訓令10条による改正附則)

この訓令は、平成15年4月21日から施行する。

附 則 (平成15年12月25日本部訓令第39号)

この訓令は、平成16年1月5日から施行する。

附 則 (平成16年7月1日本部訓令第29号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日本部訓令第20号生活安全部生活環境課及び刑事部組織犯罪対策課の新設並びに本郷警察署の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令6条による改正附則)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年5月26日本部訓令第27号)

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日本部訓令第37号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月10日本部訓令第5号)

この訓令は、平成18年3月10日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日本部訓令第18号警察署の統合、管轄移管及び名称変更に伴う関係訓令の整理に関する訓令8条による改正附則)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日本部訓令第30号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日本部訓令第13号警務部留置管理課の新設及び警察署の統合に伴う関係訓令の整理に関する訓令6条による改正附則)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月28日本部訓令第20号)

この訓令は、平成19年6月2日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日本部訓令第21号警察署の統合に伴う関係訓令の整理に関する訓令7条による改正附則)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月2日本部訓令第28号)

この訓令は、平成20年5月12日から施行する。

附 則 (平成20年5月27日本部訓令第30号)

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日本部訓令第14号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令8条による改正附則)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年5月22日本部訓令第18号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月18日本部訓令第24号)

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月15日本部訓令第28号)

この訓令は、平成22年1月4日から施行する。

附 則 (平成22年12月24日本部訓令第34号)

この訓令は、平成23年1月17日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日本部訓令第9号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)

2 山口県警察における事務の決裁に関する訓令(平成16年山口県警察本部訓令第49号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成26年3月25日本部訓令第10号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 30 日本部訓令第 27 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)

2 山口県警察における事務の決裁に関する訓令 (平成 16 年山口県警察本部訓令第 49 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成 28 年 2 月 24 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 8 日本部訓令第 6 号行政不服審査法の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令 1 条による改正附則)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 3 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 28 日本部訓令第 2 号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令 6 条による改正附則)

この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 11 月 27 日本部訓令第 8 号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)

2 山口県警察における事務の決裁に関する訓令 (平成 16 年山口県警察本部訓令第 49 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (令和 3 年 3 月 10 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 5 月 10 日本部訓令第 21 号)

この訓令は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 6 月 19 日本部訓令第 19 号道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令 1 条による改正附則)

この訓令は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 12 月 5 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、令和 6 年 12 月 8 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 21 日本部訓令第 18 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。
(山口県警察における事務の決裁に関する訓令の一部改正)
- 2 山口県警察における事務の決裁に関する訓令（平成 1 6 年山口県警察本部訓令第 4 9 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則 （令和 7 年 3 月 3 1 日本部訓令第 2 4 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この訓令は、令和 7 年 5 月 7 日から施行する。